



## 東京税理士会日本橋支部会報

### 第159号

令和2年5月1日

#### 東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 坂下 眞一郎

編集人 広報部長 増田 和弘

印刷 (株) 税 経



マチュ・ピチュの絶景 (濱川会員提供)

### 税界放談

税理士なら、早く確定申告を終わらそうといういろいろと準備をして取り掛かるものです。お客様へ早めに連絡を取ったり、不足の資料を依頼したりします。

でも、いつも勝てない相手があります。それは梅の花。梅の花が咲くより早く確定申告を終わらせようと努力をしても毎年三月の初旬に梅の花は咲いてしまいます。手加減をして三月十五日まで待つてくれません。

確定申告が終わわり、ほっとしたところ咲いてくれるのが桜の花です。桜の花が一斉に咲き、そしてひらひらと散る姿も綺麗です。

桜の花は、一つのつぼみからいくつもの花を咲かせます。そのため、細く長い柄の先に花を咲かせます。桜の花が下向きに咲くのは柄が細く長いため重力に引っ張られるためです。桜の花は、誰の為でもなく下向きに、そして綺麗に咲いてくれます。そのおかげで春の訪れとともに多くの人々の目や心を楽しませてくれます。

我々税理士も桜の花を見習い、多くの国民の方々が適正に申告できるよう日々研鑽を積み、切磋琢磨しなくてはなりません。そして、更に社会へ貢献していけたらと思います。(H・A)

#### 目次

|                            |    |                          |    |
|----------------------------|----|--------------------------|----|
| ・支部長挨拶……………坂下眞一郎           | 2  | ・投稿原稿頂きました!!             |    |
| ・日本橋税務署長挨拶……………堀江 知洋       | 3  | (息子は日本代表の4番打者)……………鈴木 久衛 | 11 |
| ・研究論文……………野原 武夫            | 4  | ・日本橋風土記……………緑川 光         | 12 |
| ・随筆……………岡村 宗男              | 9  | ・各部だより……………              | 14 |
| ・日本橋支部女性部会が発足します!! ……高橋美津子 | 10 | ・支部会員異動のお知らせ……………        | 22 |



## 確定申告を終えて

さかした しんいち ろう  
支部長 坂下眞一郎

会員の皆様には支部活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

今年の冬は異例の暖冬と騒がれながらも、令和2年の正月はおだやかに迎えられました。しかし、昨年暮れに中国武漢で発生した新型コロナウイルスが、あっという間に全世界に広がり、オリンピックの延期という事態に至ってしまいました。その影響は未だ計り知れません。

会報誌のご挨拶にはいつものように、私たち税理士の毎年の重要な仕事である確定申告について、「令和元年度の確定申告は無事に終わることが出来ました。」と書き出すところですが、今年は事態に拠って申告期限が一か月延期となりました。また4月6日には、期限内に申告できなかった場合、延長申請を行うことで期限を区切らずに柔軟に受け付けることも発表されました。これは私が税理士の仕事を始めて以来初の経験です。この原稿を書いている時点では、私自身の申告が残っており大変不安な状態です。いつもの年には申告が終了したところに咲き始める東京の桜が、今年は2度の雪に見舞われるなどしながら長く咲き続け、私たちの心の動揺を慰めてくれました。この体験を懐かしく思い起こす日が、早く来ることを願っています。

小池都知事は3月末の会見で、オーバーシュートが発生するか否かの大変重要な分かれ道であると語りました。4月7日には、政府によって緊急事態宣言が発表されましたが、これによって感染がどれほど抑えられるか予想することは、なかなか困難です。また感染の影響は国内にとどまりません。発生した中国では収束の兆しを見せながらも、欧米の感染者数、死者数の大幅な増加は、世界経済にとってどれほどの痛手となるのか想像するのが恐ろしいほどです。そして私たちは全世界の新型コロナウイルス情報が瞬時に伝わるネットという利器を持ちながら、まるで身動きができません。グローバルで盛んになった海外との貿易や交流に大きな障害が起こっているという、近年の人類が体験したことのない状況です。

人として何より大切なのは感染を防ぐため「手洗い・うがい・マスク」厳行、三密の回避、そして仕事場でも室内の換気、テレワーク推奨などを

地道に率先して実行し感染させないこと。そして冷静に事態の推移を見据え、複数の対処方法を検討しておくことではないでしょうか。新型コロナウイルスの感染がどのような規模で推移し収束するか、この原稿が皆様のお手元に届くころには明らかになっている、あるいは展望が見えてきていることを希望しながら、いくつかのご報告と支部の対処についてお知らせいたします。

通常は年に2度、常会を開き会員の皆様の会務報告をすることになっておりますが、春の常会は延期といたしました。秋の常会前に、春の常会を開催出来るかどうか、情勢をみて判断することとなるでしょう。例年のとおり、日本橋支部の定期総会は6月22日に開催することが決まっております。令和元年の事業計画に基づいた決算額、令和2年の予算、事業計画を作成して顧問相談役のご意見を伺わないとなりませんが、臨時執行部会を今年は中止といたしました。そのような状況でも定期総会は開催しなければなりません。しかしながら、皆さまにご集合いただくことが難しい状況も視野に入れております。東京税理士会では、幹事会及び定例総会における対応を、なるべく書面によるお願いのかたちで決議できるように進めています。また、支部定期総会には毎年来賓として東京税理士会の西村会長又は副会長等において頂きますが、これも取りやめになりました。支部としても執行部、幹事会、総会の対応を考えなければなりません。

例年、3月から6月に行う行事は上記以外にも確定申告相談員慰労会や拡大定例連絡協議会、及び定例連絡協議会などですが、今年の開催は全て延期又は中止としました。東京税理士会では、今日（4月9日）現在、4月中開催予定の研修会を中止に、5月以降の開催については未定です。そのため、年36時間達成が義務化となった研修会は、マルチメディア研修を活用して頂くことになります。

当然のことですが、常に平常心を失わないこと、そして心身の健康を保つ努力を惜しまず日々を送る精神が、終息後の未来へ通ずる道を開いていくことと思います。会員の皆様のご健勝を心より祈念いたしております。





## 確定申告を終えて

日本橋税務署長 <sup>ほり え のり ひろ</sup> 堀江 知洋

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきましては、東京税理士会日本橋支部の皆様には、多大なご支援とご協力を賜りました。

特に、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策のため申告・納付期限が延長される等異例の予防措置が講じられる中、日本橋公会堂・日本橋三越前・支部事務局における「無料申告相談」の開催や東京国税局電話相談センターへの支部会員の派遣など、確定申告期における各種施策に多大なご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

令和元年分の確定申告は、消費税の軽減税率制度実施後の最初の確定申告であることや、台風などによる被災や新型コロナウイルス感染症の影響から様々な相談が寄せられ、税務署としても、納税者の皆様に対し適切かつ丁寧に対応できるよう柔軟な相談体制の整備に努めるほか、自宅等からのe-Tax申告を推進するため、「ID・パスワード方式」による申告やスマートフォンを利用した申告に積極的に取り組みました。これらの取組は本年の確定申告のみならず、来年以降の自宅等からのICT申告を推進していく上でも非常に重要なものと考えております。

e-Taxについては、昨年10月から相続税申告、そして本年1月からは、所得税の準確定申告（出国の場合を除く。）の受付を開始し、対象手続きを拡大しています。

また、本年4月1日以降に開始する事業年度から、資本金1億円超のいわゆる大法人などを対象として電子申告が義務化されたことに併せ、中小法人等にも適用がある利便性向上施策を順次実施しております。

これまでe-Taxを利用されていない法人や、e-Taxによる申告の際に添付書類を書面提出されている法人についても、添付書類を含めたe-Taxによる申告をお願い申し上げます。特に、法人税等の更なる利用拡大に当たりましては、3月決算法人の申告時期である5月及び6月が極めて重要な時期となります。

是非とも、3月決算の法人税の確定申告及び消費税等の確定申告の際には、e-Taxによる皆様方の代理送信を最大限に御活用いただき、1件でも多くe-Taxを御利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、坂下支部長をはじめ日本橋支部の皆様方とは、従来から良好な協調関係を築いていただいておりますが、今後とも相互の理解と信頼関係の下、申告納税制度を支える良きパートナーとして共に歩んでいただけることを期待しております。

結びに当たりまして、坂下支部長をはじめ日本橋支部会員の皆様方に対し、今後とも税務行政に対するなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念申し上げ、確定申告を終えての御礼の挨拶とさせていただきます。





## 発行法人の自己株式の取得と 別表四の減算(留保)と 加算(流出)について

税理士 野原 武夫



### 1 はじめに

周りの人から「別表四、五(一)の申告調整がわからない人は、法人税を理解しているとはいえない。」と言われたことはないでしょうか？私は法人税法を携わるようになってから申告調整をよく勉強したものです。平成13年の組織再編税制が導入されてから純資産の部が変動し、これがまた大変複雑となりこれから大変な時代を迎えると感じたものです。今でも申告調整でよくある質問は、やはり自己株式の処理関係が多いと感じます。おそらく理解されてない方が多いのではないかと思います。そこで今回は、自己株式を取得したときの発行法人の処理、別表四の「減算(留保)、加算(流出)」の処理について解説したいと思います。この件について、書かれている市販本は見当たらず、そのため題材として取り上げました。皆様の執務の参考になれば幸いです。ここでは、次の3つの理解に注意していただければと思います。

- (1) (会社処理)、(税務処理)、(修正処理)の理解。
- (2) 別表四の留保と流出の理解。
- (3) 別表四、別表五(一)の検算の理解(期末の利益積立金額、資本金等の額の一致)。

### 2 会議費を①損金経理で処理した場合と②利益剰余金の減算により処理した場合の申告調整

別表四、別表五(一)の申告調整を理解するためには、会議費を①損金経理で処理した場合と②利益剰余金の減算により処理した場合、分けて考えるとわかりやすいかと思います。これが、わかると自己株式の取得も理解が容易かと思います。(設例)現状の貸借対照表と損益計算書が次のとおりであったとします。所得が100であったとして、これに会議費100の支出があると所得は

0となります。会議費を損金経理で処理した場合(ケース1)と利益剰余金により処理した場合(ケース2)の処理で比較検証してみます。

現 状

| (B/S) |           | (P/L) |       |
|-------|-----------|-------|-------|
| 資産900 | 負債700     | 費用300 | 収益400 |
|       | 資本金等の額100 |       |       |
|       | 利益積立金額100 | 所得100 |       |

現状では、所得は100です。

(ケース1) 会議費を損金経理で処理した場合  
(会社処理)

|           |     |          |     |
|-----------|-----|----------|-----|
| 会議費 (P/L) | 100 | 現金 (B/S) | 100 |
|-----------|-----|----------|-----|

| (B/S) |           | (P/L) |       |
|-------|-----------|-------|-------|
| 資産800 | 負債700     | 費用400 | 収益400 |
|       | 資本金等の額100 |       |       |

所得は0(収益400-費用400)となり、利益積立金額は0となりました。

(ケース2) 会議費を利益剰余金で処理した場合  
(会社処理)

|            |     |          |     |
|------------|-----|----------|-----|
| 利益剰余金(B/S) | 100 | 現金 (B/S) | 100 |
|------------|-----|----------|-----|

| (B/S) |           | (P/L) |       |
|-------|-----------|-------|-------|
| 資産800 | 負債700     | 費用300 | 収益400 |
|       | 資本金等の額100 |       |       |
|       |           | 所得100 |       |

所得は100のままで、利益積立金額 0 となりました。(ケース 1) と比較すると所得に差が生じてしまいました。したがって、この場合は申告調整しなければなりません。

申告調整は、先ず(会社処理)、(税務処理)、(修正処理)に分け、仕訳を明らかにします。

|            |     |         |     |
|------------|-----|---------|-----|
| (会社処理)     |     |         |     |
| 利益剰余金(B/S) | 100 | 現金(B/S) | 100 |

|          |     |         |     |
|----------|-----|---------|-----|
| (税務処理)   |     |         |     |
| 会議費(P/L) | 100 | 現金(B/S) | 100 |

|          |     |            |     |
|----------|-----|------------|-----|
| (修正処理)   |     |            |     |
| 会議費(P/L) | 100 | 利益剰余金(B/S) | 100 |

修正処理の結果、別表四は「会議費計上もれ」として100減算(留保)します。また、別表五(一)は、「資産」又は「負債」がありませんので区分欄は記入不要となります。

次に、以下のとおり、別表四、別表五(一)の申告調整を表示します。

### 3. 自己株式の取得があった場合の申告調整

会議費を利益剰余金の減算により処理した場合の申告調整と同じように、自己株式の取得があった場合も利益積立金額の減算は「みなし配当」として費用認容して処理します。

(設例) 発行法人は株主から相対取引により発

会議費を利益剰余金で処理した場合の申告調整

|            |     |         |     |
|------------|-----|---------|-----|
| (会社処理)     |     |         |     |
| 利益剰余金(B/S) | 100 | 現金(B/S) | 100 |

|          |     |            |     |
|----------|-----|------------|-----|
| (修正処理)   |     |            |     |
| 会議費(P/L) | 100 | 利益剰余金(B/S) | 100 |

別表四 所得の金額の計算に関する明細書

| 区 分                     | 分         | 総 額 | 処 分   |      |  |  |
|-------------------------|-----------|-----|-------|------|--|--|
|                         |           |     | 留 保   | 社外流出 |  |  |
|                         |           |     |       | ③    |  |  |
| 当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額 | 1         | 100 | 100   | 配当   |  |  |
|                         |           |     |       | その他  |  |  |
| 減算                      | 会 議 費 認 容 | 100 | ← 100 |      |  |  |
| 所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額     | 49        | 0   | 0     | 外 ※  |  |  |

別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書

| 区 分                 | 分  | 期首現在<br>利益積立金額 | 当期の増減 |        | 差引翌期首現在<br>利益積立金額<br>①-②+③ |
|---------------------|----|----------------|-------|--------|----------------------------|
|                     |    |                | 減     | 増      |                            |
|                     |    | ①              | ②     | ③      | ④                          |
| 利 益 準 備 金           | 1  |                |       | → △100 | △100                       |
| 資 本 金 等 の 額         |    |                |       |        |                            |
| 繰 越 損 益 金 ( 損 は 赤 ) | 26 |                |       | 100    | 100                        |
| 差 引 合 計 額           | 31 | 0              | 0     | 0      | 0                          |

《別表四と別表五(一)との検算》

(算式) 別表四留保総計「49」②(0) + 別表五(一)期首現在利益積立金額合計「31」①(0) = 別表五(一)差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④(0) … 検算一致

行法人の株式（自己株式）を200で取得しました。会社処理は次のとおりです。

(会社処理)

|           |     |         |     |
|-----------|-----|---------|-----|
| 自己株式(B/S) | 200 | 現金(B/S) | 200 |
|-----------|-----|---------|-----|

税務処理について、本件では利益積立金額の減少（みなし配当）を150と仮定して処理します（法法24①五、法令8①二十、法令9④十四）。みなし配当の額は、費用として損金算入します。

(税務処理)

|             |     |         |     |
|-------------|-----|---------|-----|
| みなし配当(P/L)  | 150 | 現金(B/S) | 200 |
| 資本金等の額(B/S) | 50  |         |     |

修正処理は、会社処理と税務処理の差異を表します。

(修正処理)

|             |     |           |     |
|-------------|-----|-----------|-----|
| みなし配当(P/L)  | 150 | 自己株式(B/S) | 200 |
| 資本金等の額(B/S) | 50  |           |     |

分解

(修正処理)

|             |     |             |     |
|-------------|-----|-------------|-----|
| みなし配当(P/L)  | 150 | 自己株式(B/S)   | 200 |
| 利益積立金額(B/S) | 50  |             |     |
| 資本金等の額(B/S) | 50  | 利益積立金額(B/S) | 50  |

この分解は、分解前が損益取引と資本等取引が混在していますので、一旦損益取引を行ってから資本等取引（調整項目）を表します。このような分解が非常に重要で、翌期以後の処理に影響してきますので大変お勧めです。もっともこのように分解しなくても差し支えないのですが、分解して処理しなかった法人においては、後日わけが分からなくなって苦労しているのが現状かと思われます。

次に、①会計処理との差異と②法人税法等の別段の定め、について処理します。

(1) 第一ステップ（会計処理との差異）の処理

① 別表四は「みなし配当」として150減算（留保）します。

② 別表五(一)は翌期以後の貸借対照表(自己株式、利益積立金額、資本金等の額)の消去処理のため、

「自己株式」として200減算します。調整項目として、利益積立金額の計算明細は「資本金等の額」として50加算、資本金等の額の計算明細は「利益積立金額」として50減算します。そして、この調整項目は、現在の企業会計処理上、解散清算するまで消去できません。なお、分解の際に「資本金等の額」と置き換えた「利益積立金額」勘定の50は、別表五(一)では「自己株式」の減として表現されることになります。

(2) 第二ステップ（別段の定め）の処理

① 利益又は剰余金の分配は、資本等取引とされています（法法22⑤）。

② 資本等取引に係るものは、損金不算入となっています（法法22③三）。したがって、別表四は「みなし配当」として150加算（流出）します。

これらを申告調整で表すと次頁のとおりです。

(翌期) 前期取得の自己株式を第三者に300で譲渡した場合の処理。税務上は、資本金の払い込み金額として処理します（法令8①一）。

(会社処理)

|         |     |               |     |
|---------|-----|---------------|-----|
| 現金(B/S) | 300 | 自己株式(B/S)     | 200 |
|         |     | その他資本剰余金(B/S) | 100 |

(税務処理)

|         |     |             |     |
|---------|-----|-------------|-----|
| 現金(B/S) | 300 | 資本金等の額(B/S) | 300 |
|---------|-----|-------------|-----|

(修正処理)

|           |     |             |     |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 自己株式(B/S) | 200 | 資本金等の額(B/S) | 200 |
|-----------|-----|-------------|-----|

分解

(修正処理)

|             |     |             |     |
|-------------|-----|-------------|-----|
| 自己株式(B/S)   | 200 | 利益積立金額(B/S) | 200 |
| 利益積立金額(B/S) | 200 | 資本金等の額(B/S) | 200 |

別表五(一)は翌期以後の貸借対照表(自己株式、利益積立金額、資本金等の額)の消去処理のため、「自己株式」として200加算します。調整項目として、利益積立金額の計算明細は「資本金等の額」として200減算、資本金等の額の計算明細は「利益積立金額」として200加算します。そして、この調整項目は、現在の企業会計処理上、解散清算するまで消去できません（8頁参照）。

## 申告調整

| (会社処理)     |     |          |     |
|------------|-----|----------|-----|
| 自己株式 (B/S) | 200 | 現金 (B/S) | 200 |

| (修正処理)       |     |              |     |
|--------------|-----|--------------|-----|
| みなし配当 (P/L)  | 150 | 自己株式 (B/S)   | 200 |
| 利益積立金額 (B/S) | 50  |              |     |
| 資本金等の額 (B/S) | 50  | 利益積立金額 (B/S) | 50  |

別表四 所得の金額の計算に関する明細書

| 区 分          |       | 総 額 | 処 分   |              |
|--------------|-------|-----|-------|--------------|
|              |       |     | 留 保   | 社外流出         |
|              |       | ①   | ②     | ③            |
| 当期利益又は当期欠損の額 | 1     | 0   | 0     | 配 当<br>そ の 他 |
| 加算           | みなし配当 | 150 |       | 配 当          |
| 減算           | みなし配当 | 150 | ← 150 |              |
| 所得金額又は欠損金額   | 49    | 0   | △150  | 外 ※          |

別表五 (一) I 利益積立金額の計算に関する明細書

| 区 分           |    | 期 首 現 在<br>利益積立金額 | 当期の増減 |      | 差 引 翌 期 首 現 在<br>利 益 積 立 金 額<br>① - ② + ③ |
|---------------|----|-------------------|-------|------|-------------------------------------------|
|               |    |                   | 減     | 増    |                                           |
|               |    | ①                 | ②     | ③    | ④                                         |
| 利 益 準 備 金     | 1  |                   |       |      |                                           |
| 自 己 株 式       |    |                   |       | △200 | ← △200                                    |
| 資本金等の額 (自己株式) |    |                   |       | 50   | ← 50                                      |
| 繰越損益金 (損は赤)   | 26 |                   |       | 0    | 0                                         |
| 差 引 合 計 額     | 31 | 0                 | 0     | △150 | △150                                      |

II 資本金等の額の計算に関する明細書

| 区 分5            |    | 期 首 現 在<br>資本金等の額 | 当期の増減 |     | 差 引 翌 期 首 現 在<br>資 本 金 等 の 額<br>① - ② + ③ |
|-----------------|----|-------------------|-------|-----|-------------------------------------------|
|                 |    |                   | 減     | 増   |                                           |
|                 |    | ①                 | ②     | ③   | ④                                         |
| 資 本 金 又 は 出 資 金 | 32 |                   |       |     |                                           |
| 資 本 準 備 金       | 33 |                   |       |     | 0                                         |
| 利益積立金額 (自己株式)   |    |                   |       | △50 | ← △50                                     |
| 差 引 合 計 額       | 36 | 0                 | 0     | △50 | △50                                       |

《別表四と別表五(一)との検算》

(算式) 別表四留保総計「49」② (△150) + 別表五(一) 期首現在利益積立金額合計「31」① (0) = 別表五(一) 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④ (△150) …検算一致

## 申告調整

| (会社処理)   |     |                |     | (修正処理)       |     |              |     |
|----------|-----|----------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| 現金 (B/S) | 300 | 自己株式 (B/S)     | 200 | 自己株式 (B/S)   | 200 | 利益積立金額 (B/S) | 200 |
|          |     | その他資本剰余金 (B/S) | 100 | 利益積立金額 (B/S) | 200 | 資本金等の額 (B/S) | 200 |

別表五 (一) I 利益積立金額の計算に関する明細書

| 区 分           |    | 期 首 現 在<br>利 益 積 立 金 額 | 当 期 の 増 減 |   | 差 引 翌 期 首 現 在<br>利 益 積 立 金 額<br>① - ② + ③ |
|---------------|----|------------------------|-----------|---|-------------------------------------------|
|               |    |                        |           |   |                                           |
|               |    |                        | 減         | 増 |                                           |
|               |    | ①                      | ②         | ③ | ④                                         |
| 利 益 準 備 金     | 1  |                        |           |   |                                           |
| 自 己 株 式       |    | △200                   | △200      |   | 0                                         |
| 資本金等の額 (自己株式) |    | 50                     | 200       |   | △150                                      |
| 繰越損益金 (損は赤)   | 26 |                        |           | 0 | 0                                         |
| 差 引 合 計 額     | 31 | △150                   | 0         | 0 | △150                                      |

II 資本金等の額の計算に関する明細書

| 区 分             |    | 期 首 現 在<br>資 本 金 等 の 額 | 当 期 の 増 減 |     | 差 引 翌 期 首 現 在<br>資 本 金 等 の 額<br>① - ② + ③ |
|-----------------|----|------------------------|-----------|-----|-------------------------------------------|
|                 |    |                        |           |     |                                           |
|                 |    |                        | 減         | 増   |                                           |
|                 |    | ①                      | ②         | ③   | ④                                         |
| 資 本 金 又 は 出 資 金 | 32 |                        |           |     |                                           |
| そ の 他 資 本 剰 余 金 |    |                        |           | 100 | 100                                       |
| 利益積立金額 (自己株式)   |    | △50                    | △200      |     | 150                                       |
| 差 引 合 計 額       | 36 | △50                    | △200      | 100 | 250                                       |

《別表四と別表五(一)との検算》

(算式) 別表四留保総計「49」② (0) + 別表五(一) 期首現在利益積立金額合計「31」① (△150) = 別表五(一) 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④ (△150) …検算一致

貸借対照表の自己株式は消去され、別表五(一)からも自己株式が消去されて一致します。そして「利益積立金額」と「資本金等の額」の調整部分のみが残ります。これは会計処理で受入処理しない限り解散清算時まで残ることになります。



## 随 筆

ラグビーワールドカップ  
(RWC) 日本大会を振  
り返っておか むら むね お  
岡 村 宗 男

## アジア初のRWC

広報部の岡村と申します。

昨年9月20日から11月2日までの約1ヶ月半にわたって開催されたラグビーワールドカップ・日本大会（以下、RWC2019）は、日本ラグビー史上初めてベスト8（本戦トーナメント）進出を果たしたこともあり、多くの方の記憶に新しいことと思います。4年に1度のラグビーの世界大会がアジア圏で開催されるのは1987年の第1回大会以降初めてのことで、ラグビー強豪国ではない日本での大会開催を不安視する向きもありました。しかしふたを開けてみれば、各国代表選手達の熱いプレーを観ようと世界中から170万を超える人々が集まり、RWC2019は大成功に終わりました。今回はこの大会で個人的に特に印象に残った2つのことについて書いてみたいと思います。

## 南アフリカ代表初の黒人キャプテン

RWC2019のウェブ・エリス・カップ（優勝トロフィー）は、南アフリカ代表が獲得しました。決勝戦の下馬評では対戦相手のイングランド代表優勢の声が多く、私自身もイングランドの優勝を確信していました。前日本代表ヘッドコーチであったエディー・ジョーンズが率いるイングランドは、母国開催だった前回大会（RWC2015）でのプール戦（本戦トーナメント前に行われる予選リーグ）敗退の屈辱を晴らそうと、有望な若い選手を厳しくトレーニングして強化に成功し、準決勝では優勝候補筆頭のニュージーランド代表（以下、オールブラックス）に圧勝。イングランドに勢いがあるのは誰の目にも明らかでした。しかし、試合が始まってみれば、前半こそ一進一退の内容であったもの

の、スクラムで優位に立った南アフリカが後半を支配して、32対12の大差をつけて勝利しました。南アフリカのディフェンスは素晴らしく、高い集中力でイングランドの強力フォワード陣の攻撃を止め切り、ついに1本のトライも許しませんでした（イングランドの得点はすべてペナルティーキックによるものでした）。

その南アフリカ代表の主将シャ・コリシ選手は、この国代表初の黒人のキャプテンであり、アパルトヘイトの爪痕が色濃く残る国にあって、タウンシップと呼ばれる貧困地区で育ちました。少年の頃家にテレビがなかったため、2007年のRWC南アフリカ2回目の優勝の試合は酒場のテレビで観たそうです。

故・ネルソン・マンデラ大統領が人種の融和を進めるために1995年第3回ラグビーワールドカップの誘致に成功し、開催国優勝という大きな成果を残してから四半世紀が経とうとする今も、彼の母国は30%を超える失業率や依然として残る人種差別問題を抱えて苦しんでいます。優勝インタビューで心境を聞かれたキャプテンはこう答えました。「私たちは異なるバックグラウンド、異なる人種が集まったチームですが、1つのゴールを共有しました。今日私たちが証明した『1つになることができれば、どんなことも成し遂げられる』ということが、南アフリカに届いていることを望みます。」。

## 釜石鵜住居復興スタジアムでの開催

2019年9月25日、岩手県釜石市の釜石鵜住居（うのすまい）復興スタジアムで、RWC2019・予選プールD、フィジー代表対ウルグアイ代表の試合が行われました。ゲームは世界ランキングで上位のフィジーを下位のウルグアイが27対30で破る番狂わせとなり、詰めかけた1万4千人以上の観衆を興奮させました。

この釜石鵜住居復興スタジアム（以下、復興スタジアム）が立つ鵜住居町は、2011年3月の東日本大震災で甚大な被害を受け、死者・行方不明者あわせて583人もの犠牲者がでました。釜石市

の人々は、大きな犠牲がでたこの地に再び夢と希望を見出すため、復興のシンボルとなりうる何かを求めました。「北の鉄人」と呼ばれてきた新日鉄釜石ラグビー部のホームグラウンドでもあった釜石市は、RWC2019開催都市の候補地に名乗りを上げると、開催地要件を満たす新しいスタジアム建設のために非常に多くの財政的・人材的な問題を克服したそうです。2018年8月19日に復興スタジアムが完成、2019年7月27日には日本代表対フィジー代表のテストマッチが行われ、多くの市民がボランティアとして運営に協力する中、34対21で日本が勝利しました。

RWC2019は、ラグビーワールドカップ史上初めて一部の試合が中止になった大会でもありました。10月13日に復興スタジアムで予定されていたカナダ代表とナミビア代表の試合も台風19号の影響で行われず、それぞれの本国から来日していた両チームのサポーターはもちろんのこと、最後の瞬間まで開催を模索した釜石の人達を落胆させることになりました。しかし、中止が発表された暗い雰囲気の中、一番落ち込んでいるはずのカナダとナミビアの両チームの選手達がボランティア

ア活動を申し出てくれました。ナミビアの選手達は岩手県宮古市を訪れて、集まった子供たちにサインボール等のプレゼントをし、カナダの選手達は台風の被害を受けた釜石に留まり、街中の汚泥を清掃するためにスコップを手に入れました。ラグビーは献身性を育むスポーツと言われますが、ナミビアとカナダの代表選手が見せてくれたものは、大会随一といっても良いくらいにラグビーの精神を体現していました。

## RWC フランス大会に向けて (終わりに)

このRWC2019の期間中に、いたるところで「One Team」という言葉が聞こえてきました。日本代表の合言葉が日本中に広がって、たくさんの人達が熱くラグビーを語っていました。このスポーツが醸す一体感や連帯感といった空気が、世代を超えて、街中に溢れていたようにも思います。

次回の大会は2023年にフランスで行われます。観戦チケットは高価ですし、ましてフランスまでの旅費など到底工面できそうにないのでテレビ観戦となりそうですが、3年後が今から楽しみです。

## 日本橋支部女性部会が発足します!!

たか はし み つ こ  
高橋美津子

日本橋支部では女性部会を下記の趣旨の下、発足することになりました。

### 記

#### 目的

女性税理士の活躍を推進し、全ての女性税理士が公私共に豊かな人生を送ることを目的とする。

#### 事業

本部会は、前文に記載した目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① セミナー・勉強会
- ② ビジネス・プライベートに役立つ学び・交流会・イベント
- ③ その他上記に関連するすべてのこと

### 以上

上記の趣旨に従い、日本橋支部の多くの女性税理士と研修等を通じ意見交換しながら女性税理士

同士の連携を深めていきたいと思っております。

現在支部では、女性だけ・男性だけの会合はありません。それが当然ではありますが、何故、女性部会を発足しなければならないのでしょうか。男性も女性も仕事を持ち働いています。男性も当然その個々の人間の背景には様々な事情を抱えています。

女性の場合も同様に独身、既婚、シングルマザー、介護の親がいる等いろいろな事情を抱えています。言い切れる場合ばかりではないことは勿論ですが、男性の場合は、ビジネスの部分を切り離せるのに対し、女性の場合は、その自身の個人的事情とビジネスを「仕事と両立する。」という言葉が使われるように並行して抱えていかなければならないという現状があることは否定できません。

現在日本橋支部は、個人会員は1,020人でそのうち女性の個人会員は168人です。この人数比

は、税理士という重い仕事と、女性という立場を両立し続けていくことが難しいことから女性会員が男性会員の半数以下であると言えます。

また、個々の女性税理士が、男性の中の女性である場合には見えなかった、その抱える様々な事情を個性としてオープンにして憚らない場を提供していくことにより、重い責任ある仕事を抱えながらも、お互いの個性を尊重し、支えあうことが出来るのではないかと思います。

男性が担当が多いマネジメントの部分も、自分たちで担いながら一つの組織を維持・運営していくことを通じて、より一層の社会的な成長を図り、より多くの女性税理士が、今後の支部運営の担い手となっていくことにつながるのではないかと考えています。

令和元年11月に、すでに活発な女性部会活動

を長期に亘り行っている、麹町支部・神田支部・麻布支部の合同女性部会にお誘いをいただき、何人かの日本橋支部女性会員と参加しました。

その明るいバイタリティー溢れる雰囲気は、それぞれの支部の女性部会の活動が育んできたものだと感じました。

まずは、第1回研修会を予定しておりますので、ご参加お待ちしております。

### 第1回 女性部会

日 時：令和2年6月9日（火）午前11時から13時（お弁当はコロナの影響により未定）

場 所：支部事務局

内 容：研修

講 師：日本橋税務署長 堀江 知洋 様

テーマ：未定

以上

## 投稿原稿いただきました!!

### 息子は日本代表の4番打者

すず き きゅう えい  
鈴木 久 衛

皆さんKボールをご存じでしょうか。素材は軟球と同じゴムですが、重さ・大きさは硬球と同じで経済的な理由のためアジアの国々に普及しました。第1回アジア野球連盟はU-15アジア選手権大会が2000年に開催できたのはこのボールが出来たおかげといわれています。

上記の第1回国内予選会など誰も知りませんでしたが、息子が所属した習志野選抜に県連から声が掛り、山形で行われた参加6チームによる試合に出場しました。息子は3試合で5死球を受け、なぜか「4番は頑張った」と監督の笑みを受けていました。日本代表チームは優勝した習志野選抜中心で編成され、この時スタメン一塁4番だったのが息子です。

現在は日本中学野球連盟が主催していますが当時はアマチュア野球連盟の元でした。予算がないため、国際大会ならユニホームは白色と色物2組を用意するのが普通ですが、白色1着だけの提供でした。

第1回大会は韓国で行われ、宿舎・食事はもちろん、チームごとに移動用バス・運転手・通訳ガイド役の女性2名が専属配備されていました。今

では考えられませんが頭にターバンを乗せた選手がいるチームや、宿舎の食事（バイキング）ではご飯を素手で自分の皿に盛るなどの光景が見られました。

大会では、コントロールが持ち味の日本のバッテリーは、審判がストライクを取ってくれないのが納得できず、苦戦したため、韓国、台湾に次ぐ3位でした。

延長線まで突入した韓国戦終了後には韓国選手全員が日本選手の部屋に来てくれて、言葉が通じなかったにも拘わらず、お菓子などで大盛り上がり





りでした。

息子は高校でも野球一筋。入部直後のシート打撃でいきなり2打席連続ホームランを放ち、先輩にビックリされていました。

3年生最後の夏の大会4戦目、練習試合で圧勝した相手に1-0で敗れ、千葉県ベスト32でした。正に「野」の「ボール」何が起こるか誰にも判りません。

この時、選手のお母さんの話として、「控え選手よ エール一身に」が新聞に掲載されました。

「もがき苦しんだ結果のベンチ漏れ、それでも開会式の前日ベンチ入りできなかった3年生8人で応援を頑張ろうと団結式をやった仲間たち、辛くとも最後まで頑張った君たちに心からエールを送ります。」とあり、感動的でした。

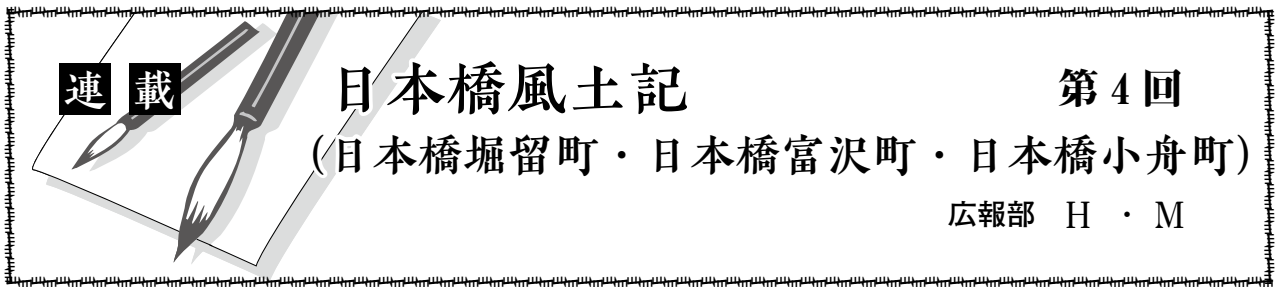
本当に個性的な良いチームで、授業の単位を落とすと練習不可となり一人部屋で勉強させられていました。

その部屋には先輩女子マネージャーの作文が掲げられ、「私たちは飾りではない、同じ野球部員」との題名で、「時に選手と喧嘩しながらもブルペン作り・ボール運び等を女に甘えることなくこなし、私達がいるからの野球部。でも最後の大会、これからは選手に託すしかない、選手は素晴らしいかった、本当に楽しかった、選手有難う」との文字が…。

息子は進路で壁にぶつかり、気落ちして仕方ない時期がありましたが、野球部の仲間の励ましにより、元気づけられていました。

その後、息子は東工大に進学しましたが、野球はやめてラグビー部に入り、1年からプロップとして正選手になり、怪我も無く、無事に卒業しました。

このように息子が経験したことを、新春講演会で拝聴したアマチュア野球の杉浦選手の話で懐かしく思い出しています。



今回は、日本橋地区のほぼ中央にある日本橋堀留町、日本橋富沢町及び日本橋小舟町の地域をとりあげたいと思います。

## 【日本橋堀留町】

最初に日本橋堀留町を取り上げたのは、何時もお世話になっている日本橋税務署（広報「日本橋」第146号に“特集日本橋税務署”がありますので、今回は割愛させていただきます。）がある地域ということもありますが、私的には筆者の義父の実家（紙問屋、主に大福帳中心）が堀留町2丁目にあった（過去形）ことに由来します。

日本橋堀留町は、東堀留川が堀留町の南端部で止まっていたことが町名の由来となっており、江戸時代以降、東堀留川、西堀留川など運河の水運を利用して、諸国の物産を扱う船荷問屋が多く集まり、現在の宝くじの前身と言われる富くじで知られる梶森神社（すぎのもりじんじゃ）の門前町として賑わいを見せていた町です。

梶森神社は、恵比寿を祀っていることで有名ですが、「江戸名所図会」によりますと、藤原秀郷（ふじわらのひでさと）がこの神の加護によって平将門（たいらのまさかど）を滅ぼし、この地に社を建てたのが初めて、後に太田道灌（おおたどうかん）が雨乞いに霊験があったとして山城国稲荷山五社大神を勧請して祀ったとされています。江戸時代には新橋の烏森、深川の雀の森とともに、江戸三森と呼ばれ、この境内でしばしば奉納相撲や富籤（とみくじ）興業が行われました。富塚碑は、当社で行われた富札興業を祈念して大正8年（1919年）に石碑を建立したものの関東大震災で崩壊し、昭和28年（1953年）に再建されたものです。

また、堺町の歌舞伎役者関三十郎の屋敷に勧請した三光稲荷神社があり、境内がいつも掃き清められ、近隣の人々から大事にされている小祀な神社もあります。

さらに、1丁目のパレドール日本橋というマン

ションの自転車置き場の唯一の参道?を中に入っていくと、一番奥に鳥居と「出世稲荷神社」があります。

江戸時代の1617（元和3）年、元吉原遊郭の総名主となった庄司甚右衛門他数名の仮屋敷内に、京都伏見を勧請したのが創祀と伝えられる神社で、その本尊は、1657（明暦3）年の明暦の大火（振袖火事）、安政の大地震、1923（大正12）年の関東大震災、太平洋戦争末期の戦火などを免れたと記載されています。社殿は関東大震災で消失したそうですが、古くは江戸時代の初代市川団十郎が日参し、名を上げ、この地で出世した商店や芸能関係の方がたがお参りに来ていたそうです。この出世稲荷の片隅に、「は組」と刻まれた手水石「は組木遣り塚」なるものが奉納されていますので、歴史に興味のある方は是非ご覧ください。

日本橋堀留町の町名の由来となった東堀留川・西堀留川は、もともとその名のとおりの河川であったのですが、関東大震災のがれきにより昭和3年（1928年）に埋め立てられ、東堀留川はさらに戦後の残土処理などのために、昭和48年（1948年）から埋め立てが始まり、翌年には消滅してしまいました。地理的には、西堀留川は日本橋小舟町との境界付近に位置し、東堀留川の跡地には、堀留児童公園や日本橋保健センターなどがありま



す。児童公園の地下には、万が一の震災に備えて「震災対策用応急給水槽」なるものがあり、災害時の飲料水として、そして火災の際の防火水として蓄えられています。震災によって埋められた場所が、現在は逆に震災に備えた公園となっています。

## 【日本橋富沢町】

日本橋富沢町は、繊維関係のビルが林立しオフィスビル等が連なる町並みで、「丁目」の設定のない単独町名の町です。

江戸時代にこの一帯に住んでいた古着屋の元締めであった鳶沢甚内（とびさわじんない）という人物がいたことから「鳶沢町」と呼ばれるようになり、後にそれが訛って、または字を改めて「富沢町」と呼ばれるようになったとされています。

施設としては、久松児童公園、商業施設として綿商会館、社寺として富沢稲荷神社がありますが、極めて狭い地域ですので特筆できるものではありません。

ゆかりの人物としては、昭和期の文芸評論家の亀井勝一郎（1907～1966）が日本橋富沢町に居住しておりました。著書の「亀井勝一郎人生論集」、「人間教育（ゲエテへの一つの試み）」、「信仰について」、「日本人の死」などの作品は、当時の若者に哲学への道を説いています。

## 【日本橋小舟町】

「丁目」の設定のない単独町名の町としては、日本橋小舟町（こぶなちょう）もあります。日本橋川にほど近い立地から、物資輸送に大いに利用され発展した町です。

この地には、徳川家康が江戸に入府した時に、家臣団と共に三河から来て創業したという創業400年の歴史を持つ扇子や団扇（うちわ）の「伊場仙」があります。また、江戸時代の天保年間に創業した業を受け継ぐ浴衣専門店として有名な「笠仙」や、300年の歴史を今に伝える楊枝の「さるや」、かつて戦時中まで小舟町に店を構えていたという谷中「いせ辰」は浮世絵や千代紙の版元として名を売っています。

明治時代には界限に団扇を扱う団扇問屋が多かったことから、旧暦6月10日～13日に開催された当地の天王祭（八雲神社大祭）では神輿に向



かつて多くの団扇がおひねり代わりに投げられ、団扇天王とも呼ばれたそうです。神田明神境内に所在する「小舟町八雲神社」の祭礼を「小舟町天王祭」として4年に1度行われ、町域に隣接する堀留町公園に仮屋が建てられ神輿が出されています。

また、甘いものに目が無い筆者が推薦したいのが、小舟町交差点近くのホテルやビルの立ち並ぶ中にひっそりと佇んでいる感じの古い和菓子屋「清寿軒」です。創業が140年前の文久元年との

ことで、元々は大福を作っていたのですが、現在は一つ一つ手作業で丁寧に作られる「どら焼き」が有名となり、午前中には完売してしまうほどの人気商品です。昼時の赤飯ランチなども人気があります。

町名の由来は、慶長8年の町割りがあったときには「下舟町」と言っていたのを、1720（享保5）年に大船町に対して小舟町と改名されたものです。

## 各部だより

### 〔総務部〕

#### ◎支部幹事会報告

令和元年12月13日（金）

##### I 審議事項

1. 八団体合同賀詞交歓会の件（令和2年1月30日（木））
2. 平成31年分確定申告期の無料相談等の件
3. 平成31年所得税確定申告反省会兼慰労会開催の件
4. ネットバンキング支払について

##### II 報告事項

1. 国税局と署長、支部長の連絡協議会（11/25）の件
2. 登録調査（12/6）の件
3. 中間監査（12/6）の件
4. 令和元年度支部役員補欠選挙の件
5. 日本橋税理士政治連盟会長からの要望の件

#### Ⅲ 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

#### ◎支部幹事会報告

令和2年1月21日（火）

##### I 審議事項

1. 令和2年度賀詞交歓会会場、日時の件
2. 東京税理士会日本橋支部育児・介護休暇等に関する規定の改正の件

##### II 報告事項

1. 賀詞交歓会の件
2. 登録調査（1/10）の件
3. 新年賀詞交歓会（1/15）の件
4. 納税者支援センター相談員の推薦の件

##### 5. その他

#### Ⅲ 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

#### ◎支部幹事会報告

令和2年2月19日（水）

##### I 審議事項

1. 支部役員選任の件
2. 災害対策積立金取扱規程の一部改定の件
3. 顧問相談役会（4/24）の件
4. その他

##### II 報告事項

1. 確定申告無料相談の件
2. 日本橋税務懇話会（1/21）の件
3. 八団体合同賀詞交歓会（1/30）の件
4. 青色申告会との協議会（2/4）の件
5. 登録調査（2/7）の件
6. 女性部会の件

#### Ⅲ 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

（総務部長 結城昌史）

### 〔研修部〕

研修会並びに雑談室の報告は、次のとおりです。

#### 《実施した研修会》

日 時：令和元年12月6日（金）18：00～20：30

テーマ：「生前贈与の戦略的提案～贈与の各種特例と適用場面を実務的に検証～」

講 師：税理士 木下 勇人 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年1月15日（水）15：30～17：00

テーマ：「オリンピックイヤーにメダリストを迎

えて～選手として指導者としての組織論  
～」

講 師：元五輪代表野球選手（日本生命）  
杉浦 正則 氏  
NHK元エグゼクティブアナウンサー（現  
在フリーアナウンサー）工藤 三郎 氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F東雲の間  
日 時：令和2年1月23日（金）18：00～20：00  
テーマ：令和元年分確定申告における留意点」

講 師：税理士 大畑 智宏 氏

会 場：日本橋支部会議室

※ マルチメディア研修

日 時：令和2年2月5日（水）13：30～16：30  
テーマ：「金融商品の仕組みと税金」

講 師：税理士 阿部 行輝 氏

会 場：T-CATホール

日 時：令和2年2月14日（金）13：30～16：00  
テーマ：「令和元年分確定申告にあたっての留意  
事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

《実施した雑談室》

日 時：令和元年12月12日（木）17：30～19：30  
会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年1月10日（金）17：30～19：30  
会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年2月7日（金）17：30～19：30  
会 場：日本橋支部会議室

（研修部長 渡辺英樹）

## 〔厚生部〕

### <野球部>

令和元年12月から令和2年3月までの野球部の活動に関してご報告致します。

昨年秋の大会にて念願の春秋5連覇を達成しました。その勢いで春秋6連覇に向けて、これまで以上にメンバー全員が気を引き締め、各自練習に励んで参りましたが、残念ながら春の大会は中止となりました。

3月までの活動状況は以下の通りです。

12月25日 月島グラウンドにて練習  
1月10日 浜町グラウンドにて練習  
1月22日 浜町グラウンドにて練習  
1月28日 新年会（昨年最高出塁率王であ

る松島選手の主催）  
2月5日 あやめ第二公園にて練習  
2月12日 あやめ第二公園にて練習  
2月19日 あやめ第二公園にて練習  
2月26日 あやめ第二公園にて練習  
また、現状で決まっている今後の予定として、  
第1ブロックのリーグ戦が始まる予定です。

5月12日 月島運動場（予定）  
V S 麻布支部  
6月3日 月島運動場（予定）  
V S 芝支部  
7月7日 月島運動場（予定）  
V S 麴町支部  
8月4日 月島運動場（予定）  
V S 京橋支部  
10月13日 月島運動場（予定）  
V S 神田支部、シニア戦

今般の新型コロナウイルス感染の騒動から、チームとしても、個人としても、それぞれの活動が自粛になっている状態ですが、この状況が終息して活動再開になったときには、初心に戻り、野球ができる楽しさを味わいながら、来るべく秋の大会において、6連覇の偉業を達成して参りたいと思います。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

（野球部 青柳 聡）

### <囲碁部>

今年から、それぞれ年2回の支部大会とプロ指導、それに京橋支部との親善大会計5回の活動を予定しています。個人としては、東京税理士会の大会や町の碁会所に足を運ばれている会員もいらっしゃるようです。

1月18日（土）に日本橋支部会議室で京橋支部との親善大会を開催しました。それぞれ7名の参加となり、3回戦21試合を行い12勝9敗で日本橋支部が勝利することができました。

当日の参加者の平均段数は日本橋4.0段、京橋3.0段でした。

3月27日に予定していました春季支部大会は中止とさせていただき、4月15日予定のプロ指導は中止（延期）の方向です。

（囲碁部 花山三郎）

### <歌舞音曲部>

通称カラオケ部は毎月原則として第2火曜日の6時よりカテリーナで例会を開催しております。

場所は甘酒横丁通りを人形町から明治座に向かって歩き、日清紡ビルの手前の道を左に曲がり15メートル歩いた駐車場のそばで、カテリーナの看板がある1階がラーメン家の2階です。ストレス発散……ともに楽しく唄いましょう。

場 所 カテリーナ 人形町2-29-3

電 話 03-3639-5678

月例会費 2,000円

日本全国のおいしいお酒とまい泉のカツサンドとおつまみ等を囲みながら楽しい2時間過ごしておりますので、ぜひ皆様のご参加お待ちしております。第35回記念すべき令和2年の発表会も楽しみにしております、今年もよろしくご支援くださいますようお願い申し上げます。

支部の先生方、共に明るく、楽しくストレスと一緒に発散しましょう。ご入会お待ちしております。

#### 月例会の参加者

令和2年1月21日(火) 8人

2月12日(火) 10人

以後、新型コロナウイルスの為にカラオケ部月例会中止しております。

#### 月例会の予定

支部の指示待ちで分かり次第連絡いたします。

ご入会手続きや、わからないことや、例会出席等は支部事務局にご連絡お願い致します。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

#### <テニス部>

| 実施日   | 内 容(会場)        | 参加人数 |
|-------|----------------|------|
| 12月3日 | 練習会(木場公園)      | 3人   |
| 1月7日  | 練習会(高輪テニスセンター) | 7人   |
| 2月10日 | 練習会(高輪テニスセンター) | 7人   |

(テニス部長 塩谷 満)

#### <アウトドア部>

年末以降のアウトドア部の活動報告を致します。アウトドア部の主な活動は、ランニングと登山及びトレッキングです。ランニングは毎月1回第3木曜日に皇居にてランニング練習会を行っております。また、マラソン大会や駅伝大会にも随時参加しています。その他には登山やトレッキングも年2～3回程度開催予定です。

12月19日(木) 皇居ランニング練習会と練習

後に神田にて忘年会を行いました。参加人数は10名。忘年会には飛び入りで坂下支部長にも参加して頂きました。

1月11日(土) 市原市高滝湖マラソン大会に出場しました。ハーフマラソンには、三ヶ尻、藤村、増田の3会員と日税グループの夏井氏が参加し、10kmには滝口、三塚、渡邊の3会員が参加。全員見事に完走しました。大会後は、蘇我にあるスーパー銭湯で汗を流してから、お疲れ様会を行いました。

1月16日(木) 皇居ランニング練習会を行いました。参加人数は8名。練習後は恒例になっている神田でビールを楽しみました。

2月15日(土) 千葉市千葉季節のめぐみマラソン大会に出場しました。ハーフマラソンには藤村、渡邊の2会員と神田支部の名取会員、日税グループの夏井氏が参加し、フルマラソンには増田会員が参加し、見事完走しました。大会後は1月と同じ蘇我にあるスーパー銭湯で汗を流してから、上手いビールを飲みました。

2月20日(木) 皇居ランニング練習会を行いました。参加人数は8名。今回の練習会には東京マラソンにエリートランナーとして参加する、日税グループの斉藤氏にランニングフォームなどをチェックして頂きました。練習後は神田で親睦を深めました。(斉藤氏は、3月1日に行われました東京マラソンで自己ベストのタイムで完走されました。)

3月19日(木) は部としての活動は中止として、自主練習に切り替えました。その後も、新型コロナウイルスの影響で、3月28日(土)の神宮球場リレーマラソン大会、4月19日(日)のかすみがうらマラソン大会が中止になりました。

アウトドア部では、部員を募集しております。新型コロナウイルスが落ち着きましたら皇居ランニング練習会やマラソン大会へのエントリーの再開、登山やトレッキングの企画なども予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(アウトドア部 増田和弘)

(厚生部長 湯本康弘)

#### 〔組織部〕

1 育児・介護短時間勤務規程の弾力的な運用を図る目的で、規定の一部改正を行うため、東京

会に意見聴取をしています。

- 2 東京会作成の「災害安否確認システム」の「QRコード読取りマニュアル」を支部HPに掲載しました。

- 3 災害対策積立資産取扱規定の一部を改正する準備を進めています。

(組織部長 野本徳治)

### 〔綱紀監察部〕

- 1 「令和元年度綱紀監察合同会議」が次のとおり開催されました。

日 時 令和元年12月16日 (月)

午後2時～午後4時30分

場 所 東京税理士会館2階大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長  
東京国税局より税理士監理官、全税務署総務課長補佐  
支部より三塚、山下

- 議 題 1 綱紀部からの報告  
2 業務侵害監察部からの報告  
3 東京国税局の方針  
4 東京国税局からの報告  
5 支部からの提言に対する本会からの回答

- 2 「東京国税局からのお知らせ」を掲載いたします(20～21頁)参照)。

会員の皆様におかれましては、税理士法はもとより、関連する法令、会則、規則等を遵守し、より一層の品位保持に努められますようお願い申し上げます。

(綱紀監察部長 佐藤宗石)

### 〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

#### 《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

実 施 日 会 場 担当税理士

1月15日 (水)

法人会事務局

安藤 孝夫

1月29日 (水)

〃

秋庭 守

2月12日 (水)

〃

小山 栄一

2月26日 (水)

〃

山崎 健

3月11日 (水)

〃

若狭 茂雄

#### 《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

実 施 日

会 場

担当税理士

1月14日 (火)

丸の内二重橋ビル

山崎 健

2月4日 (火)

〃

栗原 真平

2月28日 (金)

〃

小用 丈晴

3月24日 (火)

〃

大曾根成行

○商工会議所中央支部からの依頼分

実 施 日

会 場

担当税理士

2月4日 (火)

中央区京橋プラザ

市川 多余

2月18日 (火)

〃

渡邊美弥子

2月25日 (火)

〃

久野 二実

3月10日 (火)

〃

佐藤 兆秀

#### 《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

実 施 日

会 場

担当税理士

2月5日 (水)

日本橋公会堂

湯本 康弘

〃

引地 栄二

〃

平川 彰

〃

若狭 茂雄

〃

福田 茂実

〃

栃倉富美江

〃

中村 佳子

2月6日 (木)

日本橋公会堂

津村 玲

〃

安藤 孝夫

〃

緑川 光

〃

吉田 元明

〃

小野 好信

〃

皆平 弘一

2月7日 (金)

日本橋公会堂

追中 徳久

〃

余西 吉巳

〃

早苗 稔夫

〃

岩川由美子

〃

三ヶ尻忠敬

〃

川口 真理

2月10日 (月)

日本橋公会堂

湯本 康弘

〃

増田 和弘

〃

岩川由美子

〃

駒ヶ谷泉一



|          |        |       |                                   |          |       |
|----------|--------|-------|-----------------------------------|----------|-------|
|          | 〃      | 栗原 真平 | 2月21日(金)                          | 三越前駅地下通路 | 佐藤 嘉光 |
|          | 〃      | 秋庭 守  |                                   | 〃        | 岩川由美子 |
| 2月12日(水) | 日本橋公会堂 | 山崎 健  |                                   | 〃        | 佐野 典子 |
|          | 〃      | 佐藤 一義 |                                   | 〃        | 増田 和弘 |
|          | 〃      | 中村 佳子 |                                   | 〃        | 大曾根成行 |
|          | 〃      | 前澤左斗子 |                                   | 〃        | 山崎 健  |
|          | 〃      | 久野 二実 |                                   | 〃        | 中常 友裕 |
|          | 〃      | 栗原 真平 |                                   | 〃        | 前澤左斗子 |
| 2月13日(木) | 日本橋公会堂 | 高山 秀三 |                                   | 〃        | 栗原 真平 |
|          | 〃      | 山口 佳彦 |                                   | 〃        | 駒ヶ谷泉一 |
|          | 〃      | 赤坂 光則 | 以上の先生方にご協力いただき55件の相談が<br>よせられました。 |          |       |
|          | 〃      | 大曾根成行 |                                   |          |       |
|          | 〃      | 佐藤 嘉光 |                                   |          |       |
|          | 〃      | 徳山 和美 |                                   |          |       |
|          | 〃      | 栗原 真平 |                                   |          |       |
| 2月14日(金) | 日本橋公会堂 | 川口 真理 | 《支部確定申告無料税務相談》                    |          |       |
|          | 〃      | 小用 丈晴 | 実 施 日                             | 会 場      | 担当税理士 |
|          | 〃      | 佐藤 一義 | 3月2日(月)                           | 支部事務局会議室 | 若狭 茂雄 |
|          | 〃      | 余西 吉巳 |                                   | 〃        | 平川 彰  |
|          | 〃      | 山口 佳彦 | 3月3日(火)                           | 支部事務局会議室 | 余西 吉巳 |
|          |        |       |                                   | 〃        | 福田 茂実 |
|          |        |       | 3月4日(水)                           | 支部事務局会議室 | 高山 秀三 |
|          |        |       |                                   | 〃        | 山崎 健  |

## 《消費税軽減税率無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

| 実 施 日    | 会 場    | 担当税理士 |
|----------|--------|-------|
| 2月18日(火) | 築地合同会場 | 栗原 真平 |
|          | 〃      | 増田 和弘 |
| 2月25日(火) | 〃      | 佐藤 明弘 |
|          | 〃      | 増田 和弘 |
| 2月27日(木) | 〃      | 宮川 博行 |
|          | 〃      | 佐藤 一義 |
| 3月1日(日)  | 〃      | 温井 徳子 |
|          | 〃      | 木下 純一 |
| 3月3日(火)  | 〃      | 栗原 真平 |
|          | 〃      | 大曾根成行 |

## 《申告書代理送信》

○日本橋青色申告会からの依頼分

| 実 施 日    | 会 場         | 担当税理士 |
|----------|-------------|-------|
| 2月6日(木)  | 日本橋青色申告会事務局 | 川口 真理 |
| 2月12日(水) | 〃           | 〃     |
| 2月19日(水) | 〃           | 〃     |
| 2月26日(水) | 〃           | 〃     |
| 3月4日(水)  | 〃           | 〃     |
| 3月11日(水) | 〃           | 〃     |

## 《税理士記念日税の無料相談》

| 実 施 日 | 会 場 | 担当税理士 |
|-------|-----|-------|
|-------|-----|-------|

## 《支部無料税務相談》

| 実 施 日    | 会 場      | 担当税理士 |
|----------|----------|-------|
| 1月8日(水)  | 支部事務局談話室 | 福田 茂実 |
| 2月12日(水) | 〃        | 三ヶ尻忠敬 |
| 3月4日(水)  | 〃        | 岩川由美子 |
| 3月11日(水) | 〃        | 久野 二実 |

## 《支部相続税無料税務相談》

| 実 施 日    | 会 場      | 担当税理士 |
|----------|----------|-------|
| 1月9日(木)  | 支部事務局談話室 | 渡邊美弥子 |
| 2月13日(木) | 〃        | 遠藤 範子 |
| 3月12日(水) | 〃        | 佐藤 嘉光 |

(税務支援対策部長 澤城教典)

## 〔租税教育推進委員会〕

2月5日に中央区立有馬小学校において、6年生3クラスを対象に租税教室を行いました。



2月17日には中央区立日本橋小学校において6年生2クラスを対象に租税教室を行いました。

昨年末に中央区立阪本小学校の租税教育を日本橋税務署堀江署長に見学していただいたのに引き続き、中央区立日本橋小学校の授業については日本橋税務署南副署長にも見学していただきました。

両校とも授業は日税連の2019年版小学生用参加型テキストをベースに、メイン講師と補助講師のペアで行いました。

授業のテーマは、税の意義・役割、税から考える社会の仕組みとし、税金を集めるゲームを交えながら進行を行いました。児童一人当たりの教育費の額や税の種類についての税金クイズでは、じゃんけんゲームを取り入れ児童が積極的に参加をしてもらうよう工夫を施しました。

税金を集めるゲームでは、クラスを3カテゴリーに分けてそれぞれが2,500万円・500万円・7,000万円の所持金があり、その所持金の中からクラス全体で3,000万円をどのように集めたいかディスカッション形式で検討をしてもらいました。

その結果を各カテゴリーのリーダーに発表してもらい聞くだけではなく児童自身が考える授業にしています。

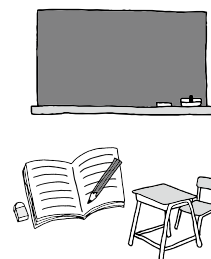
授業時間が45分のため、時間的な制約があり検討時間が十分ではない中でも、児童はしっかりと意見をまとめていました。

租税教室の講師として教壇に立つためには、東京会が実施している租税教育講師養成研修を受講して租税教育講師名簿に登録をしていただく必要があります。税理士がこれからの日本を担う若者に対して租税教育を行うことは、税に対する正しい判断力と健全な納税者意識を育むのに大きな意義があります。



新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため3月2日に予定されていた中央区立常盤小学校での租税教室は中止になりました。また東京税理士会で行う租税教育の研修会につきましても7月までの開催予定分は中止となりました。研修会の予定が分かり次第、改めてご案内を致します。皆様どうぞご自愛くださいませ。

(租税教育推進委員長 小原 正寛)



## 独り言

先日(4月30日)、新型コロナウイルスの緊急経済対策の実施に向けた補正予算が国会で可決されました。すべての国民に支給される「生活支援給付金」の10万円や法人と個人事業者が対象の「持続化給付金」などの支援策が示されています。また、各自治体独自の支援策も発表されています。当然、税理士はこれらの支援策を得意先にアナウンスする必要がありますし、支援を受けるためのお手伝いをする事にもなると思います。しかしながら、これらの支援のお手伝いをする事で「報酬」を受け取る事には少し疑問を感じています。

税理士は、「信頼」「信用」の上で成り立っている業態です。本来は、日本税理士会連合会や東京税理士会が積極的に発信すべきですが、このような状況であるからこそ税理士側からボランティア的支援をすべきだと考えます。「商売としてやっているのだから、自由だろう!」と言われるかもしれませんが、少なくとも苦しんでいる事業者から「ピンハネ」「ぼったくり」をするような税理士が出ないことを願います。

(広報部長 増田 和弘)

(東京国税局からのお知らせ)

## 税 理 士 の 皆 様 へ

### ～ 懲戒処分に係る事例について ～

平成30年度の税理士等の懲戒処分は、51件（平成29年度は38件）行われました。

その内容は、①故意による不真正税務書類の作成、②自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、③名義貸しなど、税理士としての品位に関わる税理士法違反行為や、使用人等に対する監督が適切でなかったとして使用者である税理士が④使用人等に対する監督義務違反となった行為です。

これまでの事例の中で代表的な税理士法違反行為の事例をここに紹介いたしますので、業務の参考としてください。

#### ① 故意による不真正税務書類の作成《税理士法第45条第1項該当》

〔事例〕

関与先の法人税の確定申告に当たり、代表者から前年並みの申告額になるようにとの依頼を受け、架空仕入れを計上することにより、**所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。**

##### 【注意事項】

関与先から不正計算の依頼があったとしても、断固として断らなければなりません！



#### ② 自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ《税理士法第37条違反》

イ 自己脱税

〔事例〕

- 自己の所得税の確定申告に当たり、外注費の水増し計上などにより、**所得金額を不正に圧縮して申告した。**
- 自己が代表者である法人の確定申告に当たり、業務委託収入を除外することにより、**所得金額を不正に圧縮して申告した。**

##### 【注意事項】

税理士の自己脱税は、本人のみならず税理士全体の社会的信用を損ないます！



# □ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（無申告）

〔事例〕

自己の所得税の確定申告に当たり、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、業務多忙であったこと、確定申告しても還付になると見込まれたことを理由に、**申告期限までに確定申告書を提出しなかった。**

## 【注意事項】

「還付になるため」という理由で無申告であっても、**懲戒処分の対象となります！**



# ハ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（申告漏れ）

〔事例〕

自己の所得税の確定申告に当たり、決算内容を確認しなかったことから売上の計上漏れなど**多額の申告漏れがあった**。また、自己が代表者である法人の確定申告についても、同様の売上の計上漏れや固定資産売却益の計上漏れなど**多額の申告漏れの指摘を受けた**。

## ③ 名義貸し《税理士法第 37 条の 2 違反》

〔事例〕

**税理士でない者が作成した申告書について、最終的に自分が確認すれば税理士法違反にならないと自分に都合のよい解釈をして、署名押印を行っていた。**

## 【注意事項】

他人が作成した申告書を内容確認するだけでは、**自らの判断に基づいて作成したことにはなりません！**



## ④ 使用人等に対する監督義務違反《税理士法第 41 条の 2 違反》

〔事例〕

納税者との対応を事務員任せにし、十分な**管理・監督を怠っていたため**、事務員が納税者（関与先）の不正計算に加担するという事態を把握できなかった。

## 【注意事項】

**税理士が税理士業務を行うため使用人等を使用するときは、適切に監督しなければなりません！**



# ○ これからも税理士として、より一層の品位の保持をお願いいたします。

- ～ このほか、国税庁ホームページに多数の税理士法違反行為の事例等を掲載しています。～
- ・「税理士法違反行為 Q&A」 → 利用者別情報《税理士に関する情報》 ▶ 税理士関係法令等・Q&A ▶ 税理士制度に関する Q&A《税理士法違反行為関係》
  - ・「懲戒処分等の考え方」 → 利用者別情報《税理士に関する情報》 ▶ 税理士等に対する懲戒処分等



# 支部会員異動のお知らせ

2019/12/1～  
2020/3/31

## 〈入会〉

12月10日 <sup>イケ オ アキ ヒコ</sup> 池 尾 彰 彦 〒103-0027  
日本橋1-2-10  
東洋ビル4階  
新日本税理士法人 日本橋オフィス  
電話 6262-0797

12月18日 <sup>ウエ ハラ トモ ヤ</sup> 上 原 智 也 〒103-0027  
日本橋1-4-1  
税理士法人令和会計社  
電話 3231-1858

12月18日 <sup>ハヤシ</sup> 林 さと子 〒103-0027  
日本橋2-3-21  
八重洲セントラルビル8階  
勝田健太郎税理士事務所  
電話 6826-1169

12月18日 <sup>テ シマ ヒロ アキ</sup> 手 嶋 浩 明 〒103-0013  
日本橋人形町2-20-5 2階  
互井敏勝税理士事務所  
電話 5651-7366

12月18日 <sup>ワカ バヤシ タカ シ</sup> 若 林 貴 志 〒103-0012  
日本橋堀留町2-3-8  
田源ビル4階  
税理士法人エーピーエス  
電話 5643-2775

12月18日 <sup>ヤマ ダ リュウゾウ</sup> 山 田 隆 三 〒103-0003  
日本橋横山町10-11-603号  
電話 080-3124-2746

12月18日 <sup>ムラ タ ケイ スケ</sup> 村 田 佳 介 〒103-0027  
日本橋2-1-3  
アーバンネット日本橋  
二丁目ビル3階  
税理士法人高野総合会計事務所  
電話 4574-6688

1月23日 <sup>シライ コウ タロウ</sup> 白井孝太郎 〒103-0026  
日本橋兜町13-2  
兜町偕成ビル本館5階  
税理士法人ジャスティス会計事務所  
電話 3639-2027

1月23日 <sup>ヒラ カワ マ ユ</sup> 平 川 真 優 〒103-0027  
日本橋1-4-1  
税理士法人令和会計社

1月23日 <sup>スズ キ ハル ヒ</sup> 鈴 木 晴 妃 〒103-0007  
日本橋浜町3-3-1-1002号  
坂下眞一郎税理士事務所  
電話 3664-0513

1月23日 <sup>ハシ モト ケイ スケ</sup> 橋 本 慶 介 〒103-0001  
日本橋小伝馬町14-10  
アソルティ小伝馬町  
Liens3階B室  
税理士法人トゥモローズ  
電話 3527-3756

1月23日 <sup>イ ガ ラ シ タク ヤ</sup> 五十嵐拓也 〒103-0027  
日本橋2-1-3  
アーバンネット日本橋  
二丁目ビル3階  
税理士法人高野総合会計事務所  
電話 4574-6688

2月20日 <sup>ナガ ヤス ヒデ ムネ</sup> 永 安 栄 棟 〒103-0012  
日本橋堀留町1-3-21-603号  
電話 090-1585-0828

2月20日 <sup>サカ イ イク マ</sup> 坂 井 郁 磨 〒103-0026  
日本橋兜町1-10  
日証館207  
大谷泰章税理士事務所  
電話 5645-1668

2月20日 <sup>モリ タ ユウ スケ</sup> 森 田 佑 介 〒103-0025  
日本橋茅場町3-7-9 4階  
税理士法人明星 東京事務所  
電話 090-4896-3249

2月20日 <sup>イ デ ナオ ヤ</sup> 井 出 尚 哉 〒103-0027  
日本橋2-1-3  
アーバンネット日本橋  
二丁目ビル3階  
税理士法人高野総合会計事務所  
電話 4574-6688

2月20日 <sup>サワ ヤ アツシ</sup> 澤 谷 惇 〒103-0022  
日本橋室町1-9-12  
共同ビル4階  
税理士法人東京パートナーズ会計事務所  
電話 6263-0881

2月20日 <sup>サイ トウ ケン タ</sup> 齊 藤 健 太 〒103-0012



|       |                         |                                                                            |        |                                  |                                                                                  |
|-------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|       |                         | 日本橋堀留町2-3-8<br>田源ビル4階<br>税理士法人エーピーエス<br>電話 5643-2775                       |        |                                  | 日本橋茅場町2-4-8<br>井門茅場町ビル6階<br>矢島 学税理士事務所<br>電話 5642-1351                           |
| 2月20日 | マツ モト ケ イ<br>松 本 圭 以    | 〒103-0027<br>日本橋3-3-5<br>NS日本橋ビル5階<br>未来創造税理士法人<br>電話 6665-0133            | 3月24日  | オギ ノ ハル ミ<br>荻 野 晴 美             | 〒103-0027<br>日本橋2-1-3<br>アーバンネット日本橋<br>二丁目ビル3階<br>税理士法人高野総合会計事務所<br>電話 4574-6688 |
| 3月1日  | カミ ジョウ ヒロ キ<br>上 條 紘 輝  | 〒103-0025<br>日本橋茅場町2-4-10<br>大成ビル7階<br>露木正人税理士事務所<br>電話 6810-7902          | 3月24日  | エビ ナ ケイ<br>蛭 名 慶                 | 同上                                                                               |
| 3月24日 | ヒロ サキ トシ ユキ<br>廣 崎 利 之  | 〒103-0023<br>日本橋本町2-3-15<br>新本町共同ビル3階<br>税理士法人奥村会計事務所東京事務所<br>電話 3246-2592 | 12月11日 | ノ スエ カズ ヒロ<br>野 末 和 宏            | 京橋支部より<br>〒103-0004<br>東日本橋2-28-4<br>日本橋CETビル2階<br>電話 6384-7402                  |
| 3月24日 | エ ビ ナ ユウスケ<br>海老名佑介     | 〒103-0007<br>日本橋浜町1-10-9-203号<br>電話 6822-3167                              | 12月12日 | 四谷支部より<br>ワカ バヤシ ツヨ シ<br>若 林 剛 史 | 〒103-0026<br>日本橋兜町11-10<br>兜町中央ビル303<br>電話 6274-8925                             |
| 3月24日 | オキ ツカ マサ ヤ<br>起 塚 雅 也   | 〒103-0027<br>日本橋1-4-1<br>税理士法人令和会計社<br>電話 3231-1858                        | 12月17日 | 浅草支部より<br>サイ トウ ユウ キ<br>齋 藤 祐 希  | 〒103-0025<br>日本橋茅場町1-2-14<br>日本ビルディング3号館3階<br>ブレイクスルーパートナー税理士法人<br>電話 6661-2410  |
| 3月24日 | ミ スイ ユウ キ<br>味 水 佑 毅    | 〒103-0014<br>日本橋蛸殻町2-6-14<br>グランヴァン水天宮Ⅱ-101号<br>味水律夫税理士事務所<br>電話 5875-3077 | 12月26日 | 神田支部より<br>タ カナ カツ ヨシ<br>田 中 勝 良  | 〒103-0016<br>日本橋小網町12-7<br>日本橋小網ビル8階<br>朝日税理士法人 東京事務所<br>電話 3527-3235            |
| 3月24日 | タケ バヤシ タケ シ<br>武 林 猛 史  | 〒103-0014<br>日本橋蛸殻町2-11-8-801号<br>電話 6881-4085                             |        |                                  |                                                                                  |
| 3月24日 | ト イズミ ジュン ペイ<br>戸 泉 惇 平 | 〒103-0022<br>日本橋室町2-5-8-502<br>戸泉好雄税理士事務所<br>電話 3548-4471                  | 12月26日 | 神田支部より<br>ナカ ヤマ ハル ユキ<br>中 山 明 幸 | 同上                                                                               |
| 3月24日 | カネ コ マ ビト<br>金 子 真 人    | 〒103-0023<br>日本橋本町4-8-16<br>KDX新日本橋駅前ビル7階<br>税理士法人石川小林<br>電話 3517-5884     | 12月26日 | 神田支部より<br>オ ノ トモ アキ<br>小 野 智 明   | 同上                                                                               |
| 3月24日 | ヒシ ヤマ ソノ コ<br>菱 山 園 子   | 〒103-0025                                                                  | 1月14日  | 麹町支部より<br>アラ イ タク<br>新 井 拓       | 〒103-0026<br>日本橋兜町5-1<br>兜町第1平和ビルB1F<br>BASEB<br>電話 090-8023-3043                |

新宿支部より  
1月16日 深海重伏三 フカウミシゲフミ 〒103-0004  
東日本橋3-7-7-709号  
グランドメゾン東日本橋  
税理士法人中央総合会計事務所  
東京オフィス  
電話 5651-7678

麹町支部より  
1月22日 西方亮祐 ニシカタリョウスケ 〒103-0014  
日本橋蛸殻町1-32-11-604  
電話 090-5281-0605

## 〈法人入会〉

12月12日 税理士法人東京パートナーズ会計事務所  
〒103-0022  
日本橋室町1-9-12  
共同ビル4階  
電話 6263-0881

1月31日 日本橋兜町税理士法人  
〒103-0026  
日本橋兜町1-10  
日証館5階  
電話 3666-8015

## 〈法人転入〉

麻布支部より  
12月16日 ブレイクスルーパートナー税理士法人  
〒103-0025  
日本橋茅場町1-2-14  
日本ビルディング3号館3階  
電話 6661-2410

神田支部より  
12月26日 朝日税理士法人 東京事務所  
〒103-0016  
日本橋小網町12-7  
日本橋小網ビル8階  
電話 3527-3235

新宿支部より  
1月16日 税理士法人中央総合会計事務所 東京オフィス  
〒103-0004  
東日本橋3-7-7-709号  
グランドメゾン東日本橋  
電話 5651-7678

## 〈事務所住所変更〉

フク トメ マサ アキ  
福留正明 〒103-0022  
日本橋室町3-4-7-10階

アラ マキ ヨシ ヒロ  
荒巻善宏  
サクラ イ サト コ  
櫻井聡子  
チカオカ ミ キ コ  
近岡三喜子  
カキ ヌマ ケイ イチ  
柿沼慶一  
ハヤ セ ヒ ナ  
早瀬日奈子  
ホシ ノ ナオ ミ  
星野直美  
ヤスハラ シン ヤ  
安原真也  
ヒラネ ヨシ ユキ  
平根慶幸  
イナモト ミ ユキ  
稲本美幸  
ナカガワ リョウ コ  
中川涼子  
フジモト ユウ キ  
藤本勇輝  
マツダ マサ シ  
松田匡司

同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
〒103-0027

日本橋3-4-15  
八重洲通りビル  
電話 6870-3552

シラ イシリョウヘイ  
白石竜平

〒103-0003  
日本橋横山町1-3  
OKK日本橋ビル2階  
湯澤勝信税理士事務所  
電話 3639-1881

ホシ ヌマ ノリ ヒサ  
細沼謙久

〒103-0022  
日本橋室町1-9-12  
共同ビル4階

税理士法人東京パートナーズ会計事務所  
電話 6263-0881

アズマ シン ヤ  
東真也  
ニシ カワ ミ カ  
西川美香  
サ トウ ヨウ コ  
佐藤陽子  
アベ マ イ コ  
阿部麻衣子  
アベ シン ジ  
阿部慎史

同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
同 上  
〒103-0025

日本橋茅場町1-2-14  
日本ビルディング3号館3階  
ブレイクスルーパートナー税理士法人  
電話 6661-2410

マツ シマ シン ベイ  
松島慎平  
ワタベ ジ  
渡部二郎

同上

〒103-0013  
日本橋人形町3-3-5  
天翔日本橋人形町ビル301号  
〒103-0025

日本橋茅場町2-4-8  
井門茅場町ビル6階  
電話 090-3143-4519

タ ナカ ケン ジ  
田中研次

〒103-0028  
八重洲1-4-16

スズ キ ヨシ ヒロ  
鈴木良洋

|                        |                |                       |
|------------------------|----------------|-----------------------|
| カ トウ トシ オ<br>加 藤 俊 雄   | 東京建物八重洲ビル3階    | ミッドランド税理士法人 東京オフィス    |
|                        | 電話 3527-9606   | ↓                     |
| ヤマ グチ ハル ヒロ<br>山 口 晴 啓 | 〒103-0027      | MACミッドランド税理士法人 東京オフィス |
|                        | 日本橋3-8-10      | 〈法人事務所住所変更〉           |
| タカ ハシ ノボル<br>高 橋 昇     | 〒103-0022      | 税理士法人チェスター            |
|                        | 日本橋室町1-1-3     | 〒103-0022             |
| オ ザキ サトル<br>尾 寄 覚      | 紅花ビル6階         | 日本橋室町3-4-7-10階        |
|                        | 電話 6665-0970   | 税理士法人さくら税務 八重洲・東京駅前支店 |
| ナカ ネ ミドリ<br>中 根 緑      | 〒103-0022      | 〒103-0028             |
|                        | 日本橋室町4-3-5     | 八重洲1-8-17             |
| アキ ヤ ムネ ヒコ<br>秋 谷 宗 彦  | 室四ビル2階B室       | 新槇町ビル5階               |
|                        | 〒103-0026      | 電話 6821-2210          |
| タナカ チ ア キ<br>田中千亜希     | 日本橋兜町19-8      | 〈事務所電話番号変更〉           |
|                        | 八重洲KHビル4階      | 平山健治郎 5651-4032       |
| スズ キ ヒロ ユキ<br>鈴 木 浩 之  | 〒103-0021      | 野末和宏 6384-7402        |
|                        | 日本橋本石町4-2-3    | 弓岡万洋 3231-1858        |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 日東ビル           | 中村樹 同上                |
|                        | 〒103-0026      | 中村樹子 同上               |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 日本橋兜町1-10      | 島康介 090-6123-3138     |
|                        | 日証館ビル5階        | 井上一生 6821-2210        |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 日本橋兜町税理士法人     | 井澤浩昭 090-1773-8823    |
|                        | 〒103-0022      | 〈転出〉                  |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 日本橋室町1-1-3     | 大森恵子 麴町支部へ            |
|                        | 紅花ビル6階         | 丸岡祐子 “                |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 山口晴啓税理士事務所     | 小林有加 “                |
|                        | 電話 6665-0970   | 小川浩聡 “                |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 〒103-0026      | 鷹野郁三 王子支部へ            |
|                        | 日本橋兜町1-10      | 伊藤英梨 江東西支部へ           |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 日証館ビル5階        | 小嶋健太郎 品川支部へ           |
|                        | 日本橋兜町税理士法人     | 藤井恵 麴町支部へ             |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 電話 3666-8015   | 荒巻正敏 江戸川北支部へ          |
|                        | 〒103-0028      | 秋庭幸子 品川支部へ            |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 八重洲1-8-17      | 小峰崇志 京橋支部へ            |
|                        | 新槇町ビル5階        | 竹内勇人 向島支部へ            |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 税理士法人さくら税務     | 山本実 京橋支部へ             |
|                        | 八重洲・東京駅前支店     | 丸山智行 麻布支部へ            |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 電話 6821-2210   | 川名順 京橋支部へ             |
|                        | 〈事務所名変更〉       | 谷口尚子 渋谷支部へ            |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | MACミッドランド税理士法人 | 根本優香 足立支部へ            |
|                        | 東京オフィス         | 塚本浩二 京橋支部へ            |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 同上             | 新井拓 練馬西支部へ            |
|                        | 同上             | 小野智博 京橋支部へ            |
| イノ ウエ イッ セイ<br>井 上 一 生 | 同上             | 岸田康雄 京橋支部へ            |
|                        | 〈法人名変更〉        | 柴正博 豊島支部へ             |

カワ ジ ヒサ ユキ  
河 治 寿 幸  
ヤマ タ リョウ ソウ  
山 田 隆 三

立川支部へ  
本所支部へ

## 〈退会〉

カ トウ ミ ナ  
加 藤 美 菜  
イケ ガミ エツ シ  
池 上 悦 次  
ニイス マカツ サブロウ  
新沼勝三郎  
キムラ ミ キ オ  
木村三喜男  
オオ クラ アキ オ  
大 倉 晟 生  
シ ミズ ヒロ ズミ  
清 水 宏 純

東京地方会へ  
業務廃止  
関東信越会へ  
業務廃止  
千葉県会へ  
千葉県会へ

## 〈法人会員退会〉

税理士法人アリー 日本橋支店  
廃止  
島津会計税理士法人 東京事務所  
廃止

## 表紙の写真について

表紙は、(濱川会員提供)「マチュ・ピチュ」の写真です。マチュ・ピチュは、15世紀のインカ帝国の遺跡で、その首都である「クスコ」とともにペルー国内で最初に世界遺産に登録(1983年)されています。インカ帝国は1533年にスペイン人のコンキスタドル(スペイン語で征服者を意味する探検家)の「フランシスコ・ピサロ」により征服され滅亡していますが、アンデス文明は文字という概念がなかったため、マチュ・ピチュがどういう目的で作られたのかなど、謎が多い遺跡です。遺跡要塞説や避暑地説などがありますが、インカ帝国は太陽を信仰し、皇帝は太陽神の子として暦を司り崇められており、また、「インティワタナ(太陽をつなぐもの)」という石の柱は、日時計だったと考えられ、太陽を観測するための神殿だったとする説が有力です。

その他に、マチュ・ピチュは約5～10トンもあると思われる石垣の巨石をどうやって高地まで運び上げたのか、その石垣を隙間がなく積んでいる技術などが謎とされています。

現在、新型コロナウイルスの影響で旅行どころではありませんが、マチュ・ピチュを含めたインカ帝国の遺跡はとても魅力的です。平時になったら訪れてアンデス文明に思いを馳せても良いかもしれません。

(広報部長 増田 和弘)

## 〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

|                       |               |     |
|-----------------------|---------------|-----|
| カミ ヤマ フミ オ<br>神 山 文 雄 | 昭和4年10月2日生まれ  | 90歳 |
|                       | 令和元年11月14日死亡  |     |
| タカ ハシ タツ ミ<br>高 橋 龍 美 | 昭和26年7月26日生まれ | 68歳 |
|                       | 令和2年1月1日死亡    |     |
| シマ ダ マサ ヒロ<br>島 田 勝 弘 | 昭和10年5月29日生まれ | 84歳 |
|                       | 令和2年1月6日死亡    |     |
| ツチ ダ ヨシ オ<br>土 田 芳 男  | 昭和3年2月16日生まれ  | 91歳 |
|                       | 令和2年1月31日死亡   |     |
| オオ ハラ マサ シ<br>大 原 雅 志 | 昭和27年8月19日生まれ | 67歳 |
|                       | 令和2年3月1日死亡    |     |

## 編集後記

初めに、本号の各原稿執筆にご協力いただいた諸先生方に厚く御礼申し上げます。

さて、支部会員の皆様におかれましては、3月に入り新型コロナウイルスの爆発的な患者の急増などにより、確定申告や会社の決算整理など税理士業務にも大きな影響を受けていることと思います。

また、東京オリンピックの開催が来年の7月24日に延期されることになりました。さらに驚いたことは、コメディアン「志村けん」さんの死去にはショックを受け、日本全国が騒めきました。

顧問先の中にも、資材や部品の調達ができず、やむなく休業状態に陥ってしまったところもあると聞いています。日本経済全体にも影響を及ぼしている新型コロナウイルス。新聞紙上では、国や東京都においては「緊急事態宣言を真剣に検討」と報道されていますが、これ以上の感染拡大がどのような経済社会になってしまうのか。我々が出来ることは、自分を含め、いかに感染から逃れるかではないでしょうか。

うがい、手洗いの励行、決して難しいことではない。継続していきましょう。

(T. T)

## 日本橋税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により

### 納税が困難な方には猶予制度があります

#### 税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）。

#### ○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。（担保が不要な場合があります）

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（同法第151条）が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で  
ご相談ください！  
（納期限前から相談できます）

税務署において所定の審査を早期に行います。

#### ○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。

詳細については、『国税庁ホームページ』をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

国 税 庁

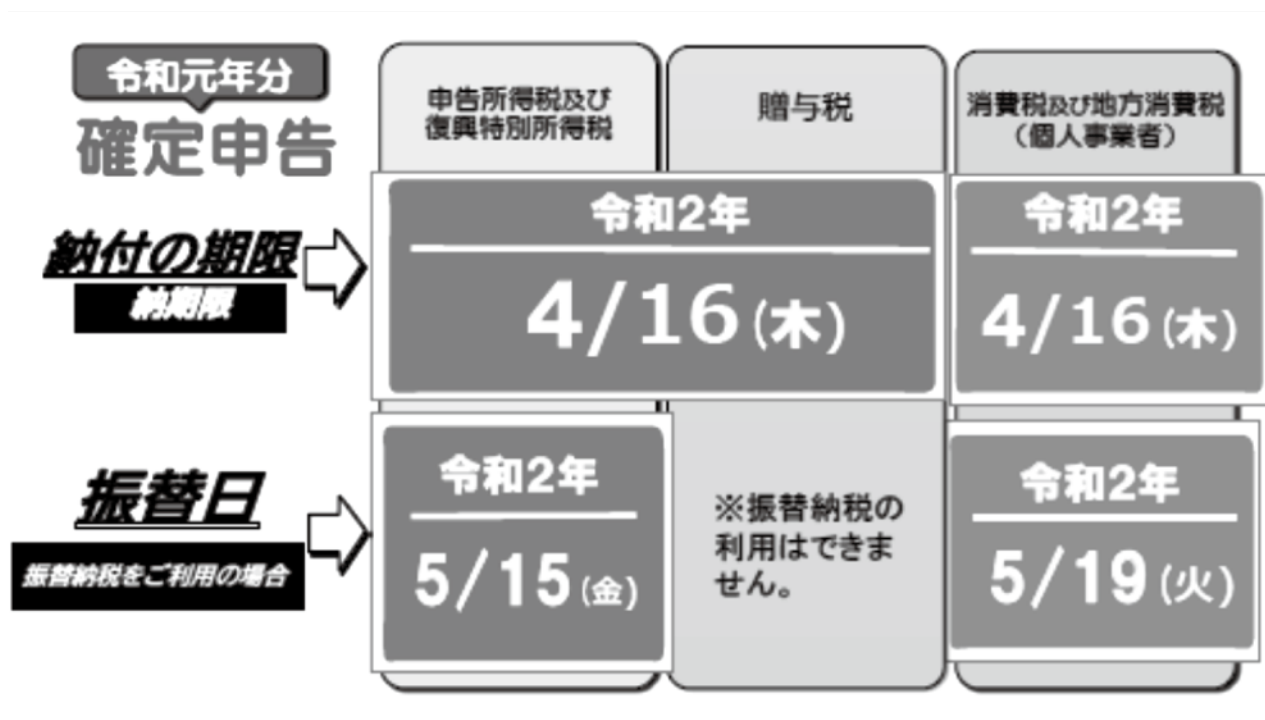
検 索





### ～振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります



※ 振替納税を初めて利用される方は、令和2年4月16日（木）までに所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

なお、振替納税による口座引落しができなかった場合は、令和2年4月17日（金）から延滞税がかかることになります。

● 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の3月特例適用分

| 納期等の区分                | 納期限（延長後）     | 振替納付日（延長後）   |
|-----------------------|--------------|--------------|
| 令和元年10月1日から令和元年12月31日 | 令和2年4月16日（木） | 令和2年5月19日（火） |

● 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の1月特例適用分

| 納期等の区分                | 納期限（延長後）     | 振替納付日（延長後）   |
|-----------------------|--------------|--------------|
| 令和元年12月1日から令和元年12月31日 | 令和2年4月16日（木） | 令和2年5月19日（火） |

● 令和2年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の1月特例適用分

| 納期等の区分              | 納期限（延長後）     | 振替納付日（延長後）   |
|---------------------|--------------|--------------|
| 令和2年1月1日から令和2年1月31日 | 令和2年4月16日（木） | 令和2年5月19日（火） |

（参考）

申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は令和2年6月1日（月）であり、変更はありません。

# そうだ、「日税」に聞こう！

## 事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の  
問題解決に当たります！

## 不動産の相談

売買・相続対策・  
有効活用等

## 保険の有効活用

事業保障・  
役員退職金準備等

## 様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、  
関与先の集金、支部会費等

## 最新知識の習得 職員教育

各種研修

関与先のお困りごと

事務所の運営

## 「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは 1972 年の創業以来、各種商品やサービスを  
ワンストップでご提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。  
これまでも、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

日税ビジネスサービス  
TEL.0120-155-551

日税不動産情報センター  
TEL.03-3346-2220

日税共栄会保険代行  
TEL.0120-922-752

日税サービス  
TEL.0120-312-112

日税経営情報センター  
TEL.03-3345-0600



小規模企業の経営者の皆さまへ

退職後のゆとりある生活のために

# 小規模企業共済制度

先行き不透明なこの時代。  
退職後の生活資金は  
万全ですか？

未来のために  
小さな一歩

経営者の皆さま。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします。

小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、退職時に共済金が支払われ、現役引退後も安心した生活設計が立てられます。

- ①常時使用する従業員の数が、20 名以下  
(商業、サービス業は 5 名以下)の個人事業主、共同経営者、  
及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額が 1,000 円～ 70,000 円の範囲内  
(500 円単位)で自由に選べます。
- ③毎月 3 万円の掛金(年間 36 万円)で、例えば課税対象所得  
400 万円の方なら約 11 万円の節税になります。
- ④いざという時に掛金合計額の一定の範囲内で事業資金等  
の貸付けが受けられます。

## 取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめて  
いただいた組合員にお支払いします。  
請求書は東京税理士協同組合のホーム  
ページからダウンロードできます。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構** (中小機構) 共済相談室

**TEL.050-5541-7171**

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

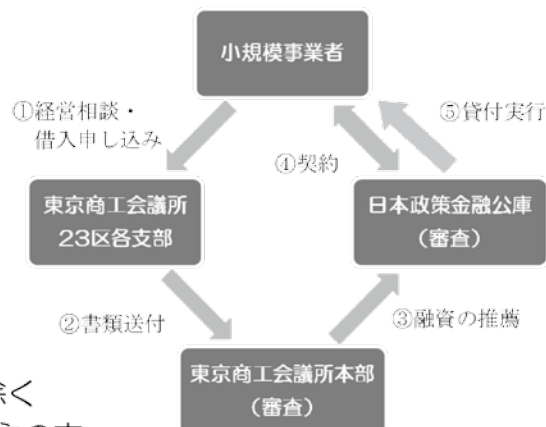
**東京税理士協同組合**

**TEL.03-5363-2011**

[小規模事業者向け] 無担保、無保証人、低利の公的融資制度

## 国の融資制度（マル経融資）のご案内

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推薦を行います。
- ・安心して借入ができる  
国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。  
信用保証協会の保証も不要です。



### 融資対象

- ・パート・アルバイト・派遣社員・役員を除く従業員20名以下（※）の法人・個人事業主の方  
※商業・サービス業は5名以下（宿泊業・娯楽業は20人以下）
- ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

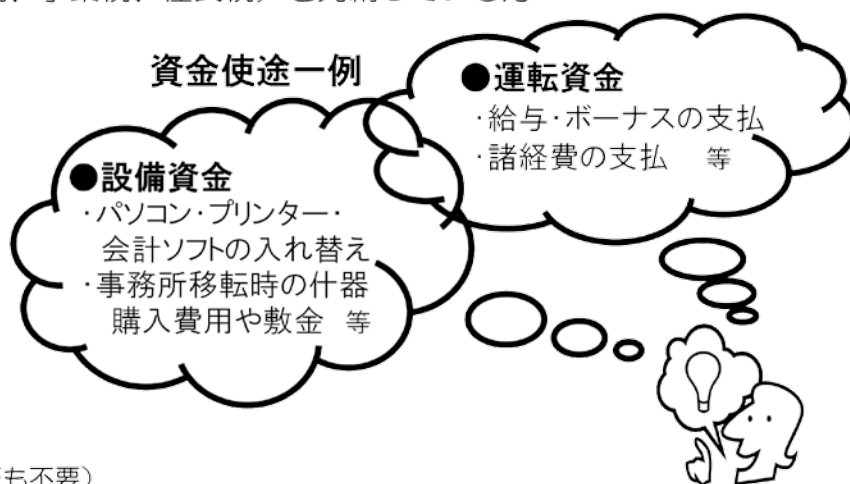
### 融資限度額

2,000万円

### 返済期間

運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内

### 資金使途一例



### 担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

### 融資利率

年 1.21%（2020年3月2日現在）

※中央区の利子補助制度があります。  
一定の要件がございます。

（注）審査の結果、ご希望に沿えないこともあります。

※融資限度額・返済期間の取り扱いは、2021年3月31日まで  
（日本政策金融公庫受付分）となります。

※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

#### 【経営に関するお悩み承ります】

◇ 税理士による無料法律相談  
第2火曜日

◇ 弁護士による無料法律相談  
第1・3火曜日 ※相談回数が増えました！  
午後1時～4時（1回30分）  
要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話：3538-1811



# 新春講演会・新年賀詞交歓会 2.1



▲ 坂下支部長



▲ 井上副支部長



▲ 高橋副支部長



▲ 浅見顧問



ゲストの工藤三郎氏と杉浦正則氏

## 確定申告無料相談



日本橋公会堂における無料相談

## 税理士記念日無料相談



三越前駅での無料相談



アウトドア部員



## 市原市高滝湖マラソン大会

